

G F P 大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト補助金に係るQ&A

No.	問	答
補助要件関連		
1	「輸出対応圃場と一般管理圃場及びこれらで生産されたイチゴ果実を生産から流通まで明確に区別する」とは？	以下の3点を満たす管理を行うこと。 ・輸出対応圃場であることを出入口等に目立つ形で掲示し、従業員に周知徹底すること。 ・輸出対応圃場で使用される収穫箱について、異なる色のものを使用する、目立つ方法でマーキングするなどにより、一般管理圃場で使用されるものと明確に見分けられるようにし、厳格に使い分けること。 ・輸出対応圃場専用出荷箱を使用し、流通段階でも両者のイチゴを明確に見分けられるようにすること。
2	補助要件に「輸出先国または県が事業実施期間中に実施する残留農薬検査において残留基準値超過が確認されていない生産者の輸出対応圃場で使用する生物農薬及び関連資材であること」とあるが、万が一、残留基準値超過が確認された場合、当該生産者の全ての圃場で使用する資材が補助対象外となるのか？	・残留基準値超過が確認された日以降、原則として、当該生産者の全ての圃場で使用する資材が補助対象外となる。 ・防除履歴記録簿等を確認した結果、県の定める基準に明らかに違反する点が確認された場合、違反が発生した時点に遡って、当該圃場においてそれ以降に使用された資材を補助対象外とする。 ・ただし、①防除履歴記帳が適切に行われていること、②残留基準値超過が発生した理由及び該当圃場が明らかとなっていること、③②の圃場以外では県の定める基準に違反していないこと、④再発防止策が講じられていること、⑤左記①～④について文書で県に報告し、県がその内容を適正と認めること、の全てが満たされる場合に限り、残留基準値超過の恐れがない圃場において使用される資材について、補助対象に含めることを可能とする。 ・この場合、残留基準値超過が確認された日まで遡って補助対象に含めることができるものとする。
3	補助金交付要綱別表に記載されている「県が本事業に関連して実施する残留農薬検査に協力」とは？	・県が抜き打ちで実施する残留農薬検査について、拒むことはできない。検査を拒む場合、補助要件を満たせないため、当該生産者の全ての圃場について補助対象外とする。また、県が求める量の検体を無償提供すること。
4	一般管理圃場についても輸出対応圃場と同様に県の定める基準に基づく病害虫防除を実践してきた場合、途中から輸出対応圃場に切り替えることは可能か？	・不可。
5	栽培途中で輸出対応圃場としての指定を解除し、一般管理圃場としての取り扱いに変更した場合、それまでに当該圃場で使用した資材について、補助金は交付されるのか？	・当該圃場のイチゴについて、輸出対応圃場専用出荷箱での市場出荷が開始されている場合は補助対象とし、開始されていない場合は補助対象外とする。 ・市場出荷開始の有無は出荷伝票と輸出対応圃場専用出荷箱使用記録簿（別記様式 F）及び出荷明細等により確認する。
6	本圃の一部を輸出対応圃場とし、一部は一般管理圃場とする場合、育苗圃場に設置する物理的・耕種的防除資材については全体が補助対象となるのか？	・全ての育苗圃場が1カ所にまとまって立地している場合や、複数の場所に分散して立地しているが、いずれの場所の育苗圃場においても輸出対応圃場に定植する苗を育苗しなければならない場合は、全て補助対象となる。 ・一方、育苗圃場が複数の場所に分散して立地しており、輸出対応圃場に定植する苗はその一部のみで育苗できる場合は、当該育苗圃場に設置する資材のみが補助対象となる。
7	栽培途中で輸出対応圃場としての指定を解除し、一般管理圃場としての取り扱いに変更した場合、それまでに育苗圃場で使用した資材について、補助金は交付されるのか？	・当該生産者のイチゴについて、一部でも輸出対応圃場専用出荷箱での市場出荷が行われた場合は補助対象とする。 ・輸出対応圃場専用出荷箱での市場出荷の有無は出荷伝票と輸出対応圃場専用出荷箱使用記録簿（別記様式 F）及び出荷明細等により確認する。
8	「輸出対応圃場（本圃）で使用する資材（捕殺用粘着トラップを除く）は9月中旬までに、育苗圃場で使用する資材は8月上旬までに設置を完了すること。」とあるが、設置が間に合わなかった場合は補助対象外となるのか？	・設置が遅れると十分な効果が見込めないことから、原則的には補助対象外となるが、設置予定日の天候の都合等で間に合わなかった場合等はこの限りではない。 ・資材が8月上旬までに納品されなかった場合は事情によらず補助対象外とするので、発注時点で十分に納期を確認すること。 ・8月中旬以降に行う現地検査により設置が認められず、設置の遅れについて合理的な説明がない場合には補助対象外とする。
9	連棟ハウスの一部のみを輸出対応圃場に指定することは可能か？	・定植時から連棟ハウス内の他の部分と内張等で完全に仕切られており、農薬散布時にドリフトの恐れがなく、出入口も独立している場合に限り可とする（定植時点では内張が展張されておらず、他の部分と完全に仕切られていない場合には不可）。 ・この場合、連棟ハウス全体に対して設置した物理的防除資材についても、全て補助対象とする。
10	土耕栽培ハウスを輸出対応圃場とすることは可能か？	・可能。

11	令和6年1月～4月に輸出を行っていれば令和5年度及び6年度の両方でイチゴを輸出した実績を有するとみなして良いか？	・不可。令和5年9月定植作と令和6年9月定植作の両方で輸出を行っている必要がある。
出荷資材関連		
12	「色やデザイン等の特徴に基づき、輸出対応圃場と一般管理圃場で生産された商品を明確に区別可能な出荷箱」とは、どの程度の違いが求められるのか？	・いずれの角度から見ても一目見た瞬間に区別可能で、絶対に見間違えられることのない程度の差異があること。 ・カラー写真で容易に判別可能であること。
13	既に輸出専用出荷箱を導入しており、これを輸出対応圃場専用出荷箱として登録する場合、この箱は一般管理圃場には使用できないのか？	・不可。県の定める防除基準に準拠した病害虫防除を実践しない圃場については、別の出荷箱を使用すること。
14	輸出対応圃場専用出荷箱を複数種使用することは可能か？	・可能。
15	輸出対応圃場と一般管理圃場のイチゴを生産から流通の過程で明確に区別することが補助要件として求められているが、出荷用のフィルム（セロハン）の変更や出荷箱にシールを貼るなどの対応でも、要件を満たしていると認められるか？	・出荷箱の内部を確認しない限り両者を区別することができず、出荷～流通の過程で取り違えが起こる可能性も否定できないため、フィルム（セロハン）の変更のみでは要件を満たしているとは認めない。 ・出荷箱へのシールの貼付については、 ①全ての箱の側面（1箱につき1枚以上）及び蓋にシールを貼り、流通段階で一般の出荷箱と明確に区別可能であること ②蓋を外した状態で真上から見下ろした時に、一般の出荷箱と明確に区別可能であること ③出荷調製時に一般の出荷箱との取り違えが生じないように十分な対策が採られていること の3点を全て満たす場合に限り、要件を満たしていると認める。この場合、使用するシールは団体内で統一し、シールを貼り付けた状態の出荷箱を輸出対応圃場専用出荷箱として、輸出対応圃場専用出荷箱利用申告書（別記様式D）により申告すること。また、当該出荷箱の出荷数量は輸出対応圃場専用出荷箱使用記録簿（別記様式F）に記録し、実績報告時に提出すること。
16	出荷箱の本体あるいは蓋のいずれか一方のみを新規に作成し、もう一方は既存の資材を使用することは可能か？	・本体のみ新規作成し、蓋は既存のものを使用する場合、流通段階で輸出対応圃場と一般管理圃場のイチゴを明確に区別可能であれば、問題ない。 ・蓋のみ新規作成する場合は、No.16の記載内容に準じて、要件を満たしていると認める。
17	輸出対応圃場で生産されたイチゴを直売所等、市場以外に出荷しても問題ないか？また、この際、輸出対応圃場専用出荷箱を使用しても良いか？	・原則的には輸出対応圃場で生産されたイチゴは市場へ出荷すること。ただし、輸出対応圃場で生産されたイチゴの一部を直売所等、市場以外に出荷することについては可とする。 ・輸出対応圃場と一般管理圃場を常に明確に区別し、両者の取り違えが起こるリスクを可能な限り低減するため、輸出対応圃場のイチゴは常に輸出対応圃場専用出荷箱により出荷することが望ましい。従って、輸出対応圃場のイチゴを直売所等、市場以外に出荷する際には、輸出対応圃場専用出荷箱を使用しても良い。 ・ただし、市場以外へ出荷する際に使用した分については補助対象外とする。輸出対応圃場専用出荷箱使用記録簿（別記様式F）には市場出荷に使用した数量のみを記載すること。
18	自分自身は県の定める防除基準に準拠した病害虫防除を実践しているが、団体内の他の生産者のイチゴで残留基準超過が発生し、産地全体として台湾への輸出が停止した場合において、輸出が再開されるまでの期間の市場出荷について、輸出対応圃場専用出荷箱を使用することは可能か。	・台湾以外の国へ輸出されることも考えられることから、当該期間も輸出対応圃場専用出荷箱を使用しても構わない。
19	輸出対応圃場専用出荷箱を誤って一般管理圃場のイチゴの出荷に使用してしまった。この場合の対応は？	・直ちに県及び出荷先の市場に連絡すること。 ・速やかに原因を究明すると共に再発防止策を講じ、その内容を県に文書で報告すること。 ・事案の発生日以降、事故原因及び再発防止策を県に文書で報告し、県が再開を認めるまでの期間は、輸出対応圃場専用出荷箱の使用を停止すること。
20	残留基準値超過が確認された場合、当該生産者の輸出対応圃場で生産されたイチゴの出荷に輸出対応圃場専用出荷箱を使用することは可能か？	・原則的には不可。ただし、Q&A.2の但し書に記載の基準①～⑤を満たし、県が文書により許可した場合に限り、輸出対応圃場専用出荷箱を使用した出荷の再開を認める。

生物農薬費関連

21	生物農薬及び関連資材の購入にあたって、競争入札または見積合わせは必要か？	・競争入札は不要。 ・使用予定の全ての資材の単価について、団体毎に2者以上による見積合わせを行い、交付申請時に提出すること。この際、事業を活用する各生産者が実際に購入する予定の全ての業者を見積もり依頼業者に含めること。 ・得られた見積書について、天敵種ごとに100頭あたり単価を比較し、その最低額（A）が別紙2に定める上限交付単価（B）を下回る場合、最低額（A）を当該団体における当該天敵種の交付単価とする。最低額（A）が上限交付単価（B）を上回る場合、上限交付単価（B）を当該団体における当該天敵種の交付単価とする（下の例参照）。関連資材についても同様。 ・交付申請時に提出する見積合わせにおいては、同一天敵種の製品の見積もりが合計2者分あれば、必ずしも同一製品について2者分の見積もりが揃っていることは求めない。ただし、使用予定の全ての資材について、1者分の見積もりは必要。下の例を参照のこと。 ・販売がメーカー直営のWEBショップ等に限られ、複数の見積もりを得られない場合には、その旨を示す書類を添付すること。 ・見積合わせにおいて、WEBショップの価格を見積もり1者分として扱うことを可とする。ただし、見積を取得する業者からは「契約に係る指名停止等に関する申立書」（第9号様式）の徴取が必要であることに留意すること。 ・WEBショップの見積もりについては、WEB画面のコピーを見積書として扱うことを可とする。 ・交付申請時に見積合わせを実施していれば、栽培期間中、資材購入の度に見積合わせを行うことは求めない。 ・ただし、ボトキラー水和剤専用ダクト投入機については、交付申請時に提出した見積書とは別に、事業着手後（交付決定後または交付決定前着手届提出後）に改めて入札あるいは複数業者による見積合わせを行うこと。その結果、上限交付単価を下回る税抜単価が提示された場合は、当該提示単価に基づき補助金を交付する。ただし、最安単価を提示した業者と、送料や設置工事費等を含めた総額について最安の価格を提示した業者が異なる場合等は、最安単価を提示した業者以外から購入することも可。 （例）見積合わせの結果と交付単価の決定方法 <table><tr><th rowspan="2">製品分類</th><th rowspan="2">製品名</th><th>規格</th><th colspan="3">参考見積額（税抜）</th><th colspan="2">製品別最低単価</th><th rowspan="2">最低単価 [100頭] （A）</th><th rowspan="2">上限 交付単価 [100頭] （B）</th><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">交付単価 （C）</th></tr><tr><th>天敵 頭数</th><th>甲社</th><th>乙社</th><th>丙社 （WEB）</th><th></th><th>100頭 換算</th></tr><tr><td rowspan="4">チリカブリダニ 製剤</td><td>○○○</td><td>2000</td><td>6,200</td><td>-</td><td>6,600</td><td>6,200</td><td>310.0</td><td rowspan="4">270.0</td><td rowspan="4">252.5</td><td rowspan="4">A > B</td><td rowspan="4">252.5</td></tr><tr><td>●●●●</td><td>2000</td><td>5,400</td><td>5,500</td><td>-</td><td>5,400</td><td>270.0</td></tr><tr><td>▲▲▲</td><td>2000</td><td>-</td><td>-</td><td>6,000</td><td>-</td><td>300.0</td></tr><tr><td>◆◆◆◆</td><td>1000</td><td>2,800</td><td>2,900</td><td>-</td><td>2,800</td><td>280.0</td></tr><tr><td rowspan="2">クメリス カブリダニ製剤</td><td>▽▽▽▽▽</td><td>50000</td><td>6,000</td><td>-</td><td>-</td><td>6,000</td><td>12.0</td><td rowspan="2">8.4</td><td rowspan="2">9.0</td><td rowspan="2">A < B</td><td rowspan="2">8.4</td></tr><tr><td>★★★</td><td>50000</td><td>4,600</td><td>4,200</td><td>4,800</td><td>4,200</td><td>8.4</td></tr></table>	製品分類	製品名	規格	参考見積額（税抜）			製品別最低単価		最低単価 [100頭] （A）	上限 交付単価 [100頭] （B）		交付単価 （C）	天敵 頭数	甲社	乙社	丙社 （WEB）		100頭 換算	チリカブリダニ 製剤	○○○	2000	6,200	-	6,600	6,200	310.0	270.0	252.5	A > B	252.5	●●●●	2000	5,400	5,500	-	5,400	270.0	▲▲▲	2000	-	-	6,000	-	300.0	◆◆◆◆	1000	2,800	2,900	-	2,800	280.0	クメリス カブリダニ製剤	▽▽▽▽▽	50000	6,000	-	-	6,000	12.0	8.4	9.0	A < B	8.4	★★★	50000	4,600	4,200	4,800	4,200	8.4
製品分類	製品名	規格			参考見積額（税抜）			製品別最低単価		最低単価 [100頭] （A）					上限 交付単価 [100頭] （B）		交付単価 （C）																																																							
		天敵 頭数	甲社	乙社	丙社 （WEB）		100頭 換算																																																																	
チリカブリダニ 製剤	○○○	2000	6,200	-	6,600	6,200	310.0	270.0	252.5	A > B	252.5																																																													
	●●●●	2000	5,400	5,500	-	5,400	270.0																																																																	
	▲▲▲	2000	-	-	6,000	-	300.0																																																																	
	◆◆◆◆	1000	2,800	2,900	-	2,800	280.0																																																																	
クメリス カブリダニ製剤	▽▽▽▽▽	50000	6,000	-	-	6,000	12.0	8.4	9.0	A < B	8.4																																																													
	★★★	50000	4,600	4,200	4,800	4,200	8.4																																																																	
22	交付申請時に提出する生物農薬及び関連資材の見積合わせは購入予定の数量で行うのか？あるいは各資材の単価について行うのか？	・生物農薬費（ボトキラー水和剤専用ダクト投入機を除く）については、各資材の単価について見積合わせを行えばよく、必ずしも購入予定数量に基づいて見積合わせを行う必要はない。Q&A.21の方法により各団体への交付単価が決まることに留意すること。 ・ボトキラー水和剤専用ダクト投入機については、事業着手後（交付決定後または交付決定前着手届提出後）に実際に購入する数量で見積合わせを行うこと。																																																																						
23	ボトキラー水和剤専用ダクト投入機の見積合わせは団体として一括で行うのか？生産者ごとに行うのか？	・団体で一括購入する場合には団体として一括で見積合わせを行うこと。 ・生産者毎に個別に購入する場合は、個別に見積合わせを行ってもよい。																																																																						
24	ボトキラー水和剤専用ダクト投入機の導入に係る送料や設置工事費等は補助対象か？	・補助対象外とする。																																																																						
25	生物農薬資材を購入する際には、交付申請時の見積合わせにおいて最も安価であった業者から、最も安価であった製品を買わなければ補助対象とならないのか？	・生物農薬資材（ボトキラー水和剤専用ダクト投入機を除く）の見積合わせは当該団体における上限交付単価を決定するためのもの。実際に購入する業者・製品は生産者ごとに自由に選択可。 ・ただし、見積もりを取得していない製品を購入する場合、新たに複数業者による見積合わせを実施すること。 ・ボトキラー水和剤専用ダクト投入機については、Q&A.22参照。																																																																						

26	キャンペーン価格などにより、交付申請時に実施した見積合わせの結果を踏まえて決定された交付単価よりも安価な価格で資材を購入した場合、補助金の交付額はどうか？	・実際の購入金額に基づいて補助金額を決定する。実績報告時に差額分を減額して金額を申告すること。
27	輸出対応圃場として申告した圃場ではハダニ天敵・アザミウマ天敵・アブラムシ天敵・微生物殺菌剤を全て使用しなければならないのか？	・必ずしも全ての天敵・微生物殺菌剤を使用する必要はない。輸出対応圃場として申告していても、途中の任意のタイミングで一般管理圃場に切り替え可能。ハダニ天敵のみを使用し、途中でアザミウマやアブラムシの発生を確認した時点で化学農薬を使用した防除（一般管理圃場）に切り替えることも可。ただし、市場出荷開始前に一般管理圃場に切り替える場合は、当該圃場で使用した全ての資材について補助対象外とする。
28	県が作成した「台湾への輸出向けいちご防除」資料に記載されている9～10月の殺虫剤散布スケジュールは、この通りに散布を行わないと生物農薬費が補助対象とならないのか？	・数日程度のずれは問題ないが、天敵への影響に留意し、基本的には記載のスケジュールに基づいて散布すること。 ・【定植後に使用可能な農薬一覧】に記載の使用時期を逸脱する場合は補助対象外となる。
29	県が作成した「台湾への輸出向けいちご防除」資料に記載されている10月の天敵放飼量は、この通りに放飼を行わないと生物農薬費が補助対象とならないのか？	・必ずしも記載の通りの量を放飼していなくとも補助対象となる。 ・ただし、ミヤコカブリダニ・チリカブリダニについては、放飼量が一定の条件を満たさなければ補助対象とならないことに留意すること。
30	県が作成した「台湾への輸出向けいちご防除」資料に記載されている防虫ネットや光反射シートを設置していない圃場で使用する生物農薬費は補助対象とならないのか？	防虫ネットや光反射シートを設置していない圃場で使用する生物農薬費についても圃場対象とする。
31	チリカブリダニの補助対象となる基準、「12,000頭/10a（慣行の倍）以上放飼した場合に、6,000頭/10a（慣行）を超える分を補助対象とする」はハウスごと、生産者ごと、産地全体のいずれで判断するのか？	・生産者ごとに判断する（ミヤコカブリダニについても同じ）。 （例）ある生産者が10aのハウス3棟を輸出対応圃場とし、各ハウスでそれぞれ15,000頭、15,000頭、10,000頭、合計40,000頭/30aのチリカブリダニを放飼した場合、40,000頭－(6,000頭/10a×30a)＝22,000頭分を補助対象とする。
32	「(1)生物農薬費の①“ハダニ類・アザミウマ類・アブラムシ類に対する…に係る経費”の補助額は、(1)生物農薬費の②“うどんこ病・灰色かび病に対する…に係る経費”及び(2)物理的・耕種的防除資材費の補助額の合計の2倍を超えない範囲を上限とする。」とは、ハウスごと、生産者ごと、産地全体のいずれで判断するのか？	・生産者ごとに判断する。
33	1圃場に放飼する天敵の量に上限はあるか？	・上限は設けない。
34	購入した資材の一部を一般管理圃場を使用することは可能か？ （例：ミヤコバンカー100個入りを購入し、うち80個を輸出対応圃場で使用し、20個が余った場合など。）	・不可。本事業で購入する資材は全て輸出対応圃場内で使い切ること。 ・複数の輸出対応圃場間で分配して使用することは可。
35	購入した資材を事業実施期間中に使い切れなかった場合の扱いは？	・事業実施期間中に使用した分のみを補助対象とする。例えば、ボトキラー水和剤500g袋を購入し、100gが残った場合は、400g分のみが補助対象となる。
36	補助金交付要綱別表2に記載されていない生物農薬資材（例：アカメガシワクダアザミウマ製剤）は使用できないのか？	・登録内容に従っており、台湾の農薬残留基準に抵触する恐れがない限り、使用することに問題はないが、補助対象外とする。 ・スパスパトリオバイタル（スパイカルEX＋スパイデックスバイタル）等、別表2に記載されている製剤がセットになった商品については補助対象となる。
37	補助金交付要綱別表2に記載されている製剤のセット商品（例：スパスパトリオバイタル＝スパイカルEX＋スパイデックスバイタル）の見積の扱いや交付単価の考え方は？	・セット商品を使用する場合は、必ず各単独製剤の見積合わせに加えて、セット商品での見積合わせも行うこと。得られた最も安い見積金額が、各単独製剤の見積金額及び別表2の上限交付単価から算出される合計金額を下回る場合、当該セット商品に対してのみ、同最低金額を交付単価として適用する。なお、この場合、各種提出書類に記入する金額はセット商品の価格を各単独製剤の金額に基づいて各天敵種に按分して算出すること。
38	輸出対応圃場として管理した一部のハウスについて、大部分を市場外へ出荷した場合、当該圃場で使用した生物農薬費は補助対象となるか？	・輸出対応圃場は輸出する意図を持って市場出荷するイチゴを生産する圃場を指定するものであることから、原則的には輸出対応圃場で生産されたイチゴは市場へ出荷すること。大部分を市場外へ出荷する場合は輸出対応圃場としての登録を解除すること。 ・完了検査時に市場外出荷の割合が著しく高いと県が判断した場合は、補助対象外となることもありうる。
39	ボトキラー水和剤ダクト内投入機は2台セットで上限交付単価が設定されているが、2台のうち1台しか使用しない場合も2台セット分の補助金が交付されるのか？	・1台しか使用しない場合、補助金は半額とする。

物理的・耕種的防除資材費関連		
40	「侵入抑制・防除効果が公的機関の試験により確認された製品」とは？	・国または都道府県の試験研究機関または普及指導機関により効果が実証されており、有効であることがマニュアル、論文や試験研究成果情報に製品名を明記した上で記載されているもの。
41	物理的・耕種的防除資材の購入にあたって、競争入札または見積合わせは必要か？	・交付申請時に提出した見積書とは別に、事業着手後（交付決定後または交付決定前着手届提出後）に改めて入札あるいは複数業者による見積合わせを行うこと。その結果、上限交付単価を下回る税抜単価が提示された場合は、当該提示単価に基づき補助金を交付する。ただし、最安単価を提示した業者と、送料や設置工事費等を含めた総額について最安の価格を提示した業者が異なる場合等は、最安単価を提示した業者以外から購入することも可。 ・アザミウマ捕殺用の粘着トラップを複数回に渡って購入する場合は、初回購入時に取得した見積書が全て有効期限内でない限り、改めて見積書を取得すること。
42	物理的・耕種的防除資材の見積合わせは購入予定の数量で行うのか？あるいは各資材の単価について行うのか？	・実際に購入する数量で見積合わせを行うこと。
43	物理的・耕種的防除資材の見積合わせは団体として一括で行うのか？生産者ごとに行うのか？	・団体で一括購入する場合には団体として一括で見積合わせを行うこと。 ・生産者毎に個別に購入する場合は、個別に見積合わせを行ってもよい。
44	物理的・耕種的防除資材の導入に係る送料や設置工事費等は補助対象か？	・補助対象外とする。
45	防虫ネットや光反射シートの導入に対する補助金は、購入した資材の面積、あるいは、実際に設置された資材の面積のいずれが交付対象となるのか？	・防虫ネットや光反射シートは販売されている規格が限られており、必要な幅にちょうど一致する規格が存在しない場合もあることから、補助金額の算出には次の計算式を適用する。 【 補助金額 ＝ 購入した資材の幅 × 実際に設置した資材の長さ × 交付単価 】 ・ただし、購入する資材は必要最低限の規格のものとすること。過剰な幅の資材を購入している場合は、次の計算式を適用する。 【 補助金額 ＝ 資材の設置幅 × 実際に設置した資材の長さ × 交付単価 】
46	本圃定植後（育苗期間終了後）に、本事業により育苗圃に導入したUV-Bランプを本圃に移設しても良いか？	・不可（累積点灯時間が伸びるほどランプが消耗し、育苗圃での利用可能年数が短縮されるため）。本圃へのUV-Bランプの導入は自己負担により行うこと。
農薬関連		
47	天敵を導入した直後に害虫が発生していることに気付いた。直ちに輸出対応圃場では使用できない薬剤を散布しなければ被害が広がることが確実と考えられる状況であるが、散布しても構わないか。	・問題ない。当該薬剤の散布直前に導入した天敵についても補助対象となる（市場出荷開始前の場合は補助対象外）。 ・ただし、散布後、直ちに輸出対応圃場としての指定を解除し、一般管理圃場としての取り扱いに変更するとともに、その日付を輸出向けイチゴ生産体系転換実証圃場申告書 兼 技術導入実績報告書（別記様式B）に記録すること。
48	誤って輸出対応圃場では使用できない農薬を散布してしまった。どうすれば良いか？	・散布後、直ちに輸出対応圃場としての指定を解除し、一般管理圃場としての取り扱いに変更するとともに、その日付を輸出向けイチゴ生産体系転換実証圃場申告書 兼 技術導入実績報告書（別記様式B）に記録すること。 ・出荷後に誤使用が判明した場合には、直ちに県及び出荷先の市場へ連絡すること。
49	病害が発生したため、県が作成した「台湾への輸出向けいちご防除」資料に記載されている殺菌剤を散布した。この場合、散布後の輸出向け出荷の扱いは？	・「台湾への輸出向けいちご防除」の薬剤一覧に記載されている収穫前日数が経過するまでは、当該ハウスで生産されたイチゴは一般管理圃場のイチゴと同様に扱うこと。この間、輸出対応圃場専用出荷箱の使用は不可。 ・所定の日数が経過した後は、輸出対応圃場専用出荷箱を使用した出荷を再開可。 ・所定の日数が経過するまでの間、防除については輸出対応圃場としての扱いを継続する一方、出荷については一般管理圃場と同様に扱わなければならないことについて、圃場に明示するとともに、従業員に周知徹底すること。
50	「台湾への輸出向けいちご防除」資料に「収穫開始○日前まで」と記載されている薬剤を収穫開始○日前以降に使用してしまった。どうすれば良いか？	以下のいずれかの対応を取ること。 ・収穫開始日を散布○日後まで遅らせる。 ・散布後○日が経過するまで当該圃場のイチゴを一般管理圃場のイチゴとして取り扱う（管理は輸出対応圃場に準ずる）。 ・直ちに輸出対応圃場としての指定を解除し、一般管理圃場としての取り扱いに変更するとともに、その日付を輸出向けイチゴ生産体系転換実証圃場申告書 兼 技術導入実績報告書（別記様式B）に記録する。

その他		
51	事業申請において、産地全体の面積が2ha未満、取組人数が1人、取組面積が40a未満の場合、ポイントは0となる。この条件では採択されないということか。	・事業申請時において、申請のあった要望額の合計が予算額を超過していた場合、各団体のポイントに応じた比例配分となるため、ポイント0の団体は不採択となる。ただし、ポイント0の団体を除いた要望額の合計が予算額以内の場合、ポイント上位の団体から優先して予算が配分され、予算残額の範囲内でポイント0の団体にも配分される。
52	応募時に「輸出向けイチゴ生産体系転換計画書」を提出したが、要望額よりも割当内示額が少なかったため、割当内示額に合わせて交付申請時に計画書の取り組み内容を変更したい。問題ないか？	・当初提出された計画の内容に基づいて複数団体間の補助金額の配分を決定しているため、割当内示額が少ないことを理由とした取り組み人数・面積の大幅な変更は不可。取り組み人数・面積の公募要領別表のポイントに変動のない範囲での小幅な変更や、使用する資材の数量変更、自己負担による取り組みにより対応すること。 ・応募時には上記を踏まえて計画を作成すること。
53	生物農薬費と物理的・耕種の防除資材費の割合を当初計画から変更することは可能か。	・可能。補助金の交付決定額の範囲内で柔軟に対応すること。ただし、①生物農薬費のうち天敵製剤及び関連資材費に係る補助金額は②生物農薬費のうち微生物製剤（殺菌剤）及び関連機材費及び③物理的・耕種の防除資材費に係る補助額の合計の2倍を超えない範囲を上限とする。
54	同一団体内で取組生産者間の補助金額の配分を当初計画から変更することは可能か？	・可能。補助金の交付決定額の範囲内で柔軟に対応すること。 ・生産者間での補助金の配分については団体内で十分に調整すること。
55	補助金の支払いは取組生産者ごとに行われるのか？	・補助金は団体の口座に一括で振り込まれる。 ・団体の口座から各取組生産者への分配は団体の責任で行うこと。
56	輸出量について、実績を把握・報告する必要はあるか？	・出荷量についてはデータの提出を求めるが、輸出量に関するデータは本事業に参画する市場より報告を受けるため、生産者団体からの報告は不要。
57	同一生産者が複数の団体で取組生産者となることは可能か？	・同一生産者が複数の団体で取組生産者となることは認めない。 ・事業実施主体の選定における団体の構成員数の審査において、同一生産者が複数の団体に構成員として含まれている場合は、2団体に含まれる場合は（1/2＝）0.5人、3団体に含まれる場合は（1/3＝）0.33人としてカウントする。
58	補助金の受入に使用する口座・通帳の種類に要件はあるか？	・団体名義の口座であること。 ・無利息型通帳であること。
59	他の補助事業と取組内容に重複がある場合はどうすれば良いか？	・同一の取組について複数の補助金を受けることは厳禁。 ・一部の圃場において他の補助事業により資材を導入している場合、その他の圃場で使用する同一資材については全て自己負担とすること。 ・他の事業により資材を導入している圃場についても、輸出対応圃場として登録し、輸出対応圃場専用出荷箱により出荷することについては問題ない。